西脇市教育振興基本計画策定会議条例

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、西脇市教育振興基本計画策定会議(以下「策定会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 策定会議は、西脇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定に関すること。
 - (2) その他基本計画に関し教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 各種団体を代表する者
 - (3) 公募による市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他教育委員会が特に必要と認める者
- 2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任し、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 策定会議に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじ め会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 策定会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 策定会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 策定会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに よる。

(部会)

- 第7条 策定会議に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじ め部会長の指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を 聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第 45号)の一部を次のように改正する。

別表中

n /n

委員 月額 円 52, 200	額を
--------------------	----

]

Γ

委員	月額	円 52, 200	市長相当額
教育振興基本計画策定会議 委員	日額	7, 400	行政職給料表適用職員相当額

に

改める。